

小野市告示第103号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、兵庫県から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを小野市地域振興部まちづくり課において縦覧に供する。

令和8年5月11日

小野市長 蓬 萊 務

- 1 都市計画の種類及び名称  
東播都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道の変更  
（加古川上流流域下水道の変更）
- 2 縦覧に供する図書  
法定図書